

2017年3月29日

各 位

会 社 名 富士通株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 達也
(コード番号 6702 東証第1部)
問い合わせ先 執行役員広報 IR 室長 山守 勇
電 話 番 号 03-6252-2175

ソレキア株式会社普通株式(証券コード9867)に対する 公開買付けの買付条件等の変更等に関するお知らせ

富士通株式会社(以下「公開買付者」といいます。)はソレキア株式会社(コード番号:9867、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))JASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2017年3月17日から開始しておりますが、本日、本公開買付けに係る買付け等の価格の変更を行うこと及び非応募株主の所有株式数の訂正等に伴う買付予定数の下限の変更を決定いたしました。これに伴い、2017年3月16日付の「ソレキア株式会社普通株式(証券コード9867)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を、下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 446,045 株と設定し、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が 446,045 株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わないことを予定しております。買付予定数の下限は、本公開買付け後の公開買付者及び非応募株主(下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意等」に定義します。)が所有する議決権数の合計が対象者の議決権の3分の2以上となるよう設定しております。一方、買付予定数の上限については設定せず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(446,045 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うことを予定しております。また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手續(以下

「本完全子会社化手続」といいます。)を実施することを予定しております。

(中略)

なお、対象者が本日公表した「富士通株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、対象者の企業価値、株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)より取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の内容、分析結果を参考にしつつ、対象者、公開買付者及び2017年2月3日に対象者に対して賛同を得ないまま対象者株式に対する公開買付け(以下「先行公開買付け」といいます。)を開始した第三者(以下「先行公開買付者」といいます。)から独立したリーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえた上で、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、対象者が公開買付者の完全子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループ(公開買付者及び子会社528社(うち連結子会社514社)(2016年3月31日現在))の製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同することを決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会においては、対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議したとのことです。

上記対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(4)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 445,924 株と設定し、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が 445,924 株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わないことを予定しております。買付予定数の下限は、本公開買付け後の公開買付者及び非応募株主(下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意等」に定義します。)が所有する議決権数の合計が対象者の議決権の3分の2以上となるよう設定しております。一方、買付予定数の上限については設定せず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(445,924株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うことを予定しております。また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、下記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階

買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを予定しております。

（中略）

なお、対象者が 2017年3月16日 に公表した「富士通株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者の企業価値、株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）より取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）の内容、分析結果を参考にしつつ、対象者、公開買付者及び2017年2月3日に対象者に対して賛同を得ないまま対象者株式に対する公開買付け（以下「先行公開買付け」といいます。）を開始した第三者（以下「先行公開買付者」といいます。）から独立したリーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえた上で、2017年3月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、対象者が公開買付者の完全子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループ（公開買付者及び子会社528社（うち連結子会社514社）（2016年3月31日現在））の製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同することを決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会においては、対象者株式価値算定書に照らせば、2017年3月29日に公開買付者が行った本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の変更（以下「本買付価格変更」といいます。）前の本公開買付価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議したとのことです。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、2017年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

なお、対象者が2017年3月29日に公表した「富士通株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを2017年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

上記各対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース、変更後対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役

全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(変更前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者、公開買付者及び先行公開買付者から独立したフィナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対し、対象者の株式価値算定を依頼し、大和証券から2017年3月15日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得していないとのことです。また、大和証券は、対象者、公開買付者及び先行公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

(後略)

(変更後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者、公開買付者及び先行公開買付者から独立したフィナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対し、対象者の株式価値算定を依頼し、大和証券から2017年3月15日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得していないとのことです。また、大和証券は、対象者、公開買付者及び先行公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、対象者は、本買付価格変更に関する意見表明を行うにあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。

(後略)

③ 対象者における独立した第三者委員会の設置

(変更前)

(前略)

第三者委員会は、2017年2月28日から2017年3月14日まで合計で5回開催され、対象者及び公開買付者から第三者委員会に提供された資料及び情報に基づき、上記(A)ないし(D)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行ったとのことです。第三者委員会は、かかる検討を前提として、2017年3月15日に、対象者取締役会に対して、以下の(i)ないし(iv)のとおり検討及び評価をした結果、対象者取締役会が現時点において本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、また対象者株主に対して応募を推奨すること、並びに対象者取締役会が本取引に関する決議を行うことは、いずれも相当と考えられ、かつ対象者の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする内容の答申書を提出しているとのことです。

- (i) 本取引の目的、必要性、背景事情、メリット等は、対象者の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、対象者の属する業界及び市場の環境との整合性や将来の競争力強化に向けた現実性の観点から、いずれも合理的であり、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられる。
- (ii) 独立の第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、その算定手法の合理性、本取引の必要性及びメリット等を勘案した本公開買付価格の公正性の検討、本公開買付価格における相応のプレミアム等に鑑みると、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性は確保されていると考えられること、本完全子会社化手続の条件は本公開買付価格と同一の価格を基準として決定されることとされており、それ自体に合理性が認められること、本取引の条件に関する対象者の意思決定の過程から恣意性を排除するための方法はいずれも合理性、相当性が認められること等から、本取引の条件に関して、その公正性が確保されていると考えられる。
- (iii) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、独立したリーガルアドバイザーの選任、本取引の条件等に関する公開買付者との早期かつ継続的な協議、その他、早期かつ詳細な開示、説明による対象者株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、その他、本取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について具体的な対応が行われており、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- (iv) 上記(i)ないし(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は特段見あたらない。

(変更後)

(前略)

第三者委員会は、2017年2月28日から2017年3月14日まで合計で5回開催され、対象者及び公開買付者から第三者委員会に提供された資料及び情報に基づき、上記(A)ないし(D)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行ったとのこと。第三者委員会は、かかる検討を前提として、2017年3月15日に、対象者取締役会に対して、以下の(i)ないし(iv)のとおり検討及び評価をした結果、対象者取締役会が現時点において本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、また対象者株主に対して応募を推奨すること、並びに対象者取締役会が本取引に関する決議を行うことは、いずれも相当と考えられ、かつ対象者の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする内容の答申書を提出しているとのこと。

- (i) 本取引の目的、必要性、背景事情、メリット等は、対象者の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、対象者の属する業界及び市場の環境との整合性や将来の競争力強化に向けた現実性の観点から、いずれも合理的であり、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられる。
- (ii) 独立の第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、その算定手法の合理性、本取引の必要性及びメリット等を勘案した本公開買付価格の公正性の検討、本公開買付価格における相応のプレミアム等に鑑みると、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性は

確保されていると考えられること、本完全子会社化手続の条件は本公開買付価格と同一の価格を基準として決定されることとされており、それ自体に合理性が認められること、本取引の条件に関する対象者の意思決定の過程から恣意性を排除するための方法はいずれも合理性、相当性が認められること等から、本取引の条件に関して、その公正性が確保されていると考えられる。

(iii) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、独立したリーガルアドバイザーの選任、本取引の条件等に関する公開買付者との早期かつ継続的な協議、その他、早期かつ詳細な開示、説明による対象者株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、その他、本取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について具体的な対応が行われており、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(iv) 上記(i)ないし(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は特段見あたらない。

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、2017年3月28日に、対象者取締役会に対して、本買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、2017年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見書を提出しているとのことです。

⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(変更前)

(前略)

対象者は、以上のような対象者の企業価値、株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、対象者株式価値算定書の内容、分析結果を参考にしつつ、リーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえた上で、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、対象者が公開買付者の完全子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行ったとのことです。

(中略)

なお、2017年3月10日に、公開買付者から、対象者の一部の取締役らとの間で非応募合意を締結することの正式要請を受けたことに伴い、非応募株主との間で非応募合意が成立した場合には非応募株主が公開買付者の実質的特別関係者に該当することになるとのことです。非応募株主は、最終的には本完全子会社化手続に賛成することが予定されており、本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されますので、非応募株主である取締役は本公開買付けの判断に関して、一般株主との間で明確な利益相反関係はないと考えられるものの、公開買付者の特別関係者に該当することに伴う利益相反の疑いを回避する観点から、2017年3月10日をもって対象者における公開買付者との協議及び交渉の担当を針生貞裕氏に定め、非応募株主である取締役は、2017年3月10日以降、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加せず、また、本日開催の上記取締役会を除き、対象者内において本公開買付

けに関する意思決定過程に関与させていないとのことです。

(変更後)

(前略)

対象者は、以上のような対象者の企業価値、株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、対象者株式価値算定書の内容、分析結果を参考にしつつ、リーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえた上で、2017年3月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、対象者が公開買付者の完全子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行ったとのことです。

(中略)

なお、2017年3月10日に、公開買付者から、対象者の一部の取締役らとの間で非応募合意を締結することの正式要請を受けたことに伴い、非応募株主との間で非応募合意が成立した場合には非応募株主が公開買付者の実質的特別関係者に該当することになるとのことです。非応募株主は、最終的には本完全子会社化手続に賛成することが予定されており、本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されますので、非応募株主である取締役は本公開買付けの判断に関して、一般株主との間で明確な利益相反関係はないと考えられるものの、公開買付者の特別関係者に該当することに伴う利益相反の疑いを回避する観点から、2017年3月10日をもって対象者における公開買付者との協議及び交渉の担当を針生貞裕氏に定め、非応募株主である取締役は、2017年3月10日以降、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加せず、また、2017年3月16日開催の上記取締役会を除き、対象者内において本公開買付けに関する意思決定過程に関与させていないとのことです。

さらに、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものとの判断には変更はなく、2017年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議したとのことです。また、上記対象者取締役会においては、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議したとのことです。

対象者は、2017年3月29日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主

の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役全員（4名）が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意等

(変更前)

公開買付者は、本完全子会社化手続が完了するまで責任を持って対象者の経営にあたるとともに、本完全子会社化手続を完了させることを十分ならしめるために、下記の対象者の役員及び執行役員並びに創業家（以下「非応募株主」といいます。）との間で、①公開買付者の書面による事前の承諾を得ない限り、その所有する対象者株式及び役員持株会を通じて所有する対象者株式の全部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募させないこと、②本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化手続のための対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従い、対象者株式に係る議決権を行使し、又は行使させること、及び③本完全子会社化手続の効力発生日までの間、対象者株式の全部又は一部を、第三者に譲渡、担保提供、移転その他の処分をせず、又は処分させてはならないものとする旨の合意書を、本日付でそれぞれ得ております。

(2017年3月16日現在)

非応募株主名	役職等	本人名義で所有する株式数(株)	役員持株会を通じて所有する株式数(小数点以下切捨て)(株)	所有株式数合計(株)	所有割合(%)
小林 義和	対象者の創業家かつ代表取締役社長	28,528	415	28,943	3.33
小林 英之	対象者の創業家かつ代表取締役副社長	24,381	369	24,750	2.85
中辻 義照	対象者の専務取締役	3,800	642	4,442	0.51
西垣 政美	対象者の常務取締役	1,400	385	1,785	0.21
原田 英徳	対象者の創業家かつ取締役	3,800	402	4,202	0.48
安藤 忠次	対象者の常勤監査役	2,400	373	2,773	0.32
谷原 潔	対象者の常勤監査役	800	336	1,136	0.13
遠藤 英明	対象者の執行役員	1,300	269	1,569	0.18
山岸 淳	対象者の執行役員	700	232	932	0.11
小林 敏昭	対象者の執行役員	721	331	1,052	0.12
北村 孝夫	対象者の執行役員	100	206	306	0.04
仲井 正	対象者の執行役員	1,600	206	1,806	0.21
平山 淳	対象者の執行役員	100	206	306	0.04
樋口 雄三	対象者の執行役員	800	123	923	0.11
日沖 伸二	対象者の執行役員	0	123	123	0.01

望月 康則	対象者の執行役員	200	123	323	0.04
小林 貞子	対象者の創業家	27,376	0	27,376	3.15
原田 美恵子	対象者の創業家	6,250	0	6,250	0.72
合計		104,256	4,741	108,997	12.56

また、公開買付者は、対象者の役員持株会との間で、①公開買付者の書面による事前の承諾を得ない限り、上記の対象者の役員及び執行役員が役員持株会を通じて所有する対象者株式の全部につき、本公開買付けに応募せず、又は上記の対象者の役員及び執行役員に応募させないこと、②本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化手続のための対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従い、対象者株式に係る議決権を行使し、又は上記の対象者の役員及び執行役員に行使させること、及び③本完全子会社化手続の効力発生日までの間、対象者株式の全部又は一部を、第三者に譲渡、担保提供、移転その他の処分をせず、又は上記の対象者の役員及び執行役員に処分させてはならないものとする旨の合意書を、本日付で得ております。

(後略)

(変更後)

公開買付者は、本完全子会社化手続が完了するまで責任を持って対象者の経営にあたるとともに、本完全子会社化手続を完了させることを十分ならしめるために、下記の対象者の役員及び執行役員並びに創業家(小林晃子氏を除きます。)との間で、①公開買付者の書面による事前の承諾を得ない限り、その所有する対象者株式及び役員持株会を通じて所有する対象者株式の全部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募させないこと、②本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化手続のための対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従い、対象者株式に係る議決権を行使し、又は行使させること、及び③本完全子会社化手続の効力発生日までの間、対象者株式の全部又は一部を、第三者に譲渡、担保提供、移転その他の処分をせず、又は処分させてはならないものとする旨の合意書を、2017年3月16日付でそれぞれ得ております。2017年3月29日には、公開買付者は、上記内容の合意書を下記の小林晃子氏(以下、小林晃子氏を含む下記の対象者の役員及び執行役員並びに創業家を「非応募株主」といいます。)から得ております。

(合意書締結日現在)

非応募株主名	役職等	本人名義で所有する株式数(株)	役員持株会を通じて所有する株式数(小数点以下切捨て)(株)	所有株式数合計(株)	所有割合(%)
小林 義和	対象者の創業家かつ代表取締役社長	28,528	415	28,943	3.33
小林 英之	対象者の創業家かつ代表取締役副社長	24,381	369	24,750	2.85
中辻 義照	対象者の専務取締役	3,800	642	4,442	0.51
西垣 政美	対象者の常務取締役	1,400	385	1,785	0.21
原田 英徳	対象者の創業家かつ取締役	3,800	402	4,202	0.48

安藤 忠次	対象者の常勤監査役	2,400	373	2,773	0.32
谷原 潔	対象者の常勤監査役	800	336	1,136	0.13
遠藤 英明	対象者の執行役員	1,300	269	1,569	0.18
山岸 淳	対象者の執行役員	700	232	932	0.11
小林 敏昭	対象者の執行役員	721	331	1,052	0.12
北村 孝夫	対象者の執行役員	100	206	306	0.04
仲井 正	対象者の執行役員	1,600	206	1,806	0.21
平山 淳	対象者の執行役員	100	206	306	0.04
樋口 雄三	対象者の執行役員	800	123	923	0.11
日沖 伸二	対象者の執行役員	0	123	123	0.01
望月 康則	対象者の執行役員	200	123	323	0.04
小林 貞子	対象者の創業家	<u>27,076</u>	0	<u>27,076</u>	<u>3.12</u>
原田 美恵子	対象者の創業家	6,250	0	6,250	0.72
小林 晃子	対象者の創業家	<u>421</u>	0	<u>421</u>	<u>0.05</u>
合計		<u>104,377</u>	4,741	<u>109,118</u>	<u>12.57</u>

また、公開買付者は、対象者の役員持株会との間で、①公開買付者の書面による事前の承諾を得ない限り、上記の対象者の役員及び執行役員が役員持株会を通じて所有する対象者株式の全部につき、本公開買付けに応募せず、又は上記の対象者の役員及び執行役員に応募させないこと、②本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化手続のための対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従い、対象者株式に係る議決権を行使し、又は上記の対象者の役員及び執行役員に行使させること、及び③本完全子会社化手続の効力発生日までの間、対象者株式の全部又は一部を、第三者に譲渡、担保提供、移転その他の処分をせず、又は上記の対象者の役員及び執行役員に処分させてはならないものとする旨の合意書を、2017年3月16日付で得ております。

(後略)

2. 買付け等の概要

(3) 買付け等の価格

(変更前)

普通株式1株につき、3,500円

(変更後)

普通株式1株につき、4,000円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(変更前)

(前略)

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書に記載された算定内容、結果を踏まえつつ、2017年2月下旬から3月上旬にかけて行った対象者に対するデューデリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、

過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本日、本公開買付け価格を 3,500 円とすることを決定いたしました。

本公開買付け価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である 2017 年 3 月 15 日の J A S D A Q 市場における対象者株式の終値 2,750 円に対して 27.27% (小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,778 円に対して 25.99%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,329 円に対して 50.28%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,110 円に対して 65.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

(変更後)

(前略)

公開買付者は、S M B C 日興証券から取得した本株式価値算定書に記載された算定内容、結果を踏まえつつ、2017 年 2 月下旬から 3 月上旬にかけて行った対象者に対するデューデリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2017 年 3 月 16 日、本公開買付け価格を 3,500 円とすることを決定いたしました。

本買付け価格変更前の本公開買付け価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である 2017 年 3 月 15 日の J A S D A Q 市場における対象者株式の終値 2,750 円に対して 27.27% (小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,778 円に対して 25.99%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,329 円に対して 50.28%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,110 円に対して 65.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が 2017 年 3 月 21 日に公開買付け価格を 2,800 円から 3,700 円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付け価格について再度検討を行った結果、2017 年 3 月 29 日、本公開買付け価格を 3,500 円から 4,000 円に変更することを決定いたしました。

本買付け価格変更後の本公開買付け価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である 2017 年 3 月 15 日の J A S D A Q 市場における対象者株式の終値 2,750 円に対して 45.45%、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,778 円に対して 43.99%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,329 円に対して 71.75%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,110 円に対して 89.57%のプレミアムを付した価格となっております。

② 算定の経緯

(本公開買付け価格の決定に至る経緯)

(変更前)

(前略)

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書に記載された算定内容、結果を踏まえつつ、2017年2月下旬から3月上旬にかけて行った対象者に対するデューデリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本日、本公開買付け価格を3,500円とすることを決定いたしました。

(変更後)

(前略)

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書に記載された算定内容、結果を踏まえつつ、2017年2月下旬から3月上旬にかけて行った対象者に対するデューデリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2017年3月16日、本公開買付け価格を3,500円とすることを決定いたしました。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が2017年3月21日に公開買付け価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付け価格について再度検討を行った結果、2017年3月27日に本公開買付け価格変更後の本公開買付け価格を対象者に通知した上で、2017年3月29日、本公開買付け価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

(5) 買付予定の株券等の数

(変更前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
<u>735,357</u> (株)	<u>446,045</u> (株)	— (株)

- ・ 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (446,045 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (446,045 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、対象者第59期第3四半期報告書に記載された2016年12月31日現在の発行済株式数 (1,016,961 株) から、対象者第59期第3四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数 (149,049 株) を控除した株式数 (867,912 株) に係る議決権数 (8,679 個) の3分の2に相当する数 (5,786 個) に100を乗じた数 (578,600 株) より、公開買付者が所有する対象者株式数 (23,558 株) 及び非応募株主が所有する対象者株式の合計数 (108,997 株) を控除した数 (446,045 株) があります。
- ・ 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある最大数を記載しております。これは、対象者第59期第3四半期報告書に記載された2016年12月31日現在の発行済株式数 (1,016,961

株) から対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数 (149,049 株)、公開買付者が所有する対象者株式数 (23,558 株) 及び非応募株主が所有する対象者株式の合計数 (108,997 株) を控除した株式数 (735,357 株) です。

(後略)

(変更後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
735,236 (株)	445,924 (株)	— (株)

- ・応募株券等の総数が買付予定数の下限 (445,924 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (445,924 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された 2016 年 12 月 31 日現在の発行済株式数 (1,016,961 株) から、対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数 (149,049 株) を控除した株式数 (867,912 株) に係る議決権数 (8,679 個) の 3 分の 2 に相当する数 (5,786 個) に 100 を乗じた数 (578,600 株) より、公開買付者が所有する対象者株式数 (23,558 株) 及び非応募株主が所有する対象者株式の合計数 (109,118 株) を控除した数 (445,924 株) であります。
- ・本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある最大数を記載しております。これは、対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された 2016 年 12 月 31 日現在の発行済株式数 (1,016,961 株) から対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数 (149,049 株)、公開買付者が所有する対象者株式数 (23,558 株) 及び非応募株主が所有する対象者株式の合計数 (109,118 株) を控除した株式数 (735,236 株) です。

(後略)

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(変更前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	235 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.71%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,073 個	(買付け等前における株券等所有割合 12.37%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7,587 個	(買付け等後における株券等所有割合 87.50%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,073 個	(買付け等後における株券等所有割合 12.37%)
対象者の総株主の議決権の数	8,474 個	

- ・「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者 (但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)) 第 3 条第 2 項第 1 号に基づき各特別関係者

から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数（1,073 個）を記載しております。また、非応募株主である小規模所有者は、公開買付者との間で議決権行使の合意をしているため、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」に、当該各小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数（10 個）を含めると、7,598 個（87.62%）になります。

- ・「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された 2016 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された 2016 年 12 月 31 日現在の発行済株式数（1,016,961 株）から対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（149,049 株）を控除した数（867,912 株）に係る議決権の数（8,679 個）を基礎として、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の議決権の数の計算の際に切り捨てた 639 株及び各小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数（10 個）を計算する際に切り捨てた 58 株を控除し、分母を 8,672 個として計算しております。

（後略）

（変更後）

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	235 個	（買付け等前における株券等所有割合 2.71%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>1,070</u> 個	（買付け等前における株券等所有割合 <u>12.34%</u> ）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	<u>7,587</u> 個	（買付け等後における株券等所有割合 87.50%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>1,070</u> 個	（買付け等後における株券等所有割合 <u>12.34%</u> ）
対象者の総株主の議決権の数	8,474 個	

- ・「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき各特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数（1,070 個）を記載しております。また、非応募株主である小規模所有者は、公開買付者との間で議決権行使の合意をしているため、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」に、当該各小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数（14 個）を含めると、7,601 個（87.66%）になります。
- ・「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された 2016 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載され

た2016年12月31日現在の発行済株式数(1,016,961株)から対象者第59期第3四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(149,049株)を控除した数(867,912株)に係る議決権の数(8,679個)を基礎として、「買付等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の議決権の数の計算の際に切り捨てた639株及び各小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数(14個)を計算する際に切り捨てた79株を控除し、分母を8,671個として計算しております。

(後略)

(7) 買付代金

(変更前)

2,573,749,500円

本公開買付けにおける買付予定数(735,357株)に1株当たりの本公開買付価格(3,500円)を乗じた金額であります。

(変更後)

2,940,944,000円

本公開買付けにおける買付予定数(735,236株)に1株当たりの本公開買付価格(4,000円)を乗じた金額であります。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

(変更前)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(446,045株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(446,045株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(変更後)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(445,924株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(445,924株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

(変更前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株式を保有する対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのこと。

(後略)

(変更後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2017年3月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株式を保有する対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを2017年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

(後略)

以 上